

# 徳島県個人情報保護審査会答申第136号

## 第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

### 1 個人情報開示請求

令和元年8月20日、審査請求人は、徳島県個人情報保護条例（平成14年徳島県条例第43号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「R1. ○月○日に私が県に請求した書類の中で、県と国が協議した関連書類全部 漁業調整課」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

### 2 実施機関の決定

令和元年9月3日、実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないため、条例第20条第3項の規定により請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

### 3 審査請求

令和元年9月9日、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

### 4 諮問

令和2年2月5日、実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会（以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求について諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

## 第3 審査請求人の主張要旨

### 1 審査請求の趣旨

枉法行為<sup>おう</sup>を確認したため。

### 2 審査請求の理由

条例第20条第3項の規定により次のとおり拒否と決定したが、本来あるべき書類（国の工事に係る漁業権）認可を出す課であるのに、協議するのはあたり前であるので出せ。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書を要約すると、本件決定の理由については次のとお

りである。

- (1) 審査請求人は令和元年〇月〇日、県に対して「〇〇川の共同漁業権について（H〇．〇．〇協議書に対する回答）『県では当該漁業権を取り消すことはできません。』を『できます。』に訂正」することを求める個人情報訂正請求を行っており、当該請求に関係して県と国（国土交通省）が協議した際の記録書類のことと判断した。
- (2) 実施機関は、審査請求人に対して〇〇川の共同漁業権を取り消すことができないと回答する際に、当該漁業権の設定されている〇〇川を管理する国（国土交通省〇〇事務所）と協議したことはなく、審査請求人が開示を求めた個人情報は、作成又は取得しておらず保有していない。
- (3) 以上により、開示する保有個人情報が存在しないことから、条例第15条第2号の「開示請求に係る保有個人情報を保有していないとき。」に該当するため、条例第20条第3項により開示請求拒否とした。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 本件決定の妥当性について

実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を保有していないと主張しているため、以下、実施機関が行った本件決定の妥当性について検討を行うこととする。

#### (1) 本件請求に係る保有個人情報について

本件請求に係る保有個人情報の内容は、令和年〇月〇日、審査請求人が実施機関に対して「〇〇川の共同漁業権について（H〇．〇．〇協議書に対する回答）『県では当該漁業権を取り消すことはできません。』を『できます。』に訂正」することを求める個人情報訂正請求を行っており、当該請求に関係して県と国（国土交通省〇〇事務所）が協議したと考え、その際の記録書類であると解される。

#### (2) 本件請求に係る保有個人情報の保有の有無について

ア 実施機関によると、審査請求人に対して〇〇川の共同漁業権を取り消すことができないと回答する際に、〇〇川を管理する国と協議したことはないことから、本件請求に係る保有個人情報は存在しないとのことである。

イ 審査請求人は、県と国が協議するのは当たり前であると主張しているが、実施機関が漁業権の設定についての見解を示す文書を作成するに当たり、必ずしも漁業権の設定に係る法的権限を有していない国（国土交通省）と協議する必要はないと認められることから、実施機関の「審査請求人に対して〇〇川の共同漁業権を取り消すことができないと回答する際に、当該漁業権の設定されている〇〇川を管理する国（国土交通省〇〇事務所）と協議したことはなく、審査請求人が開示を求めた個人情報は、作成又は取得していない。」との主張は、不自然ではない。

ウ 以上により、本件請求に係る個人情報を保有していないとする実施機関の説明に、特段、不合理な点はなく、本件請求に係る保有個人情報について、文書を作

成又は取得しておらず, 不存在であるとして行った実施機関の決定は妥当である。

## 2 結論

当審査会は, 本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果, 冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は, 次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年2月 5日	諮問
令和4年5月13日	審議 (第141回審査会)
同 年6月10日	審議 (第142回審査会)

## 徳島県個人情報保護審査会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
遠 藤 理恵子	弁護士	
篠 原 靖 典	徳島文理大学人間生活学部教授	
竹 原 大 輔	弁護士	会長職務代理者
田 中 里 佳	公認会計士, 税理士	
松 永 満佐子	四国大学名誉教授	会 長